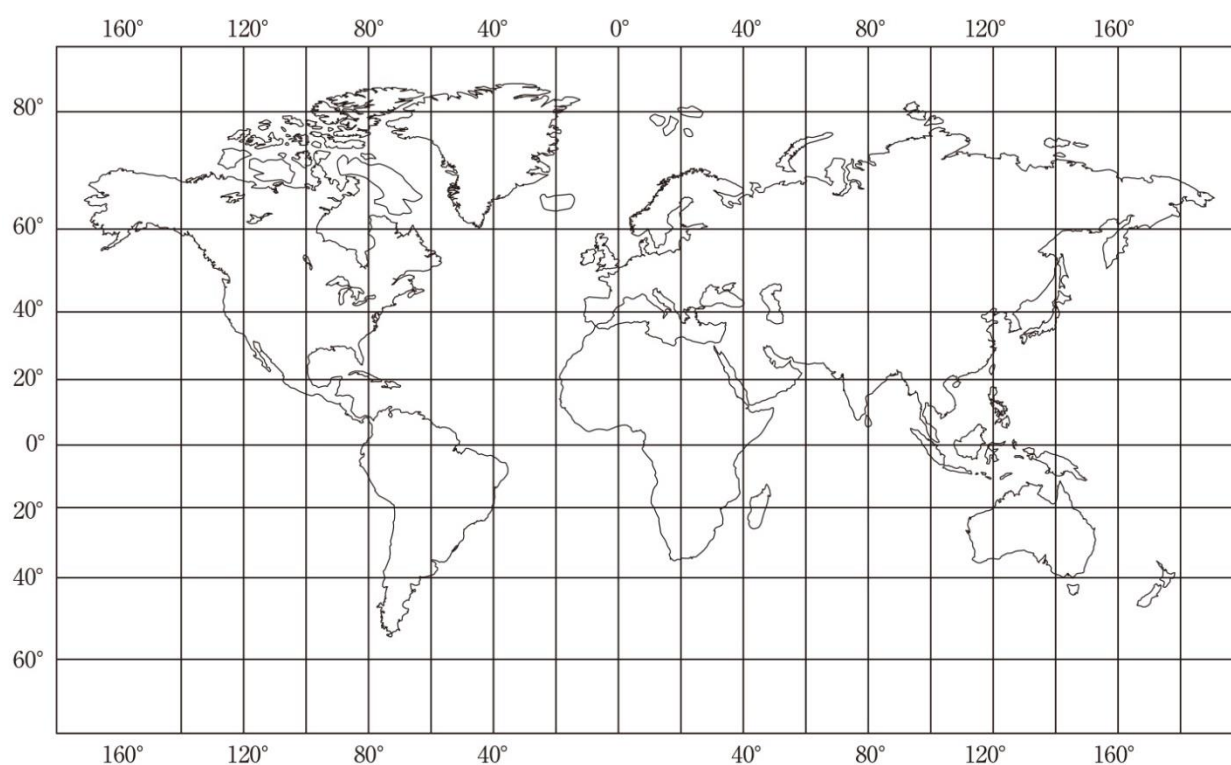


第1級/第2級アマチュア無線技士

試験に出る

通信憲章・無線通信規則



RR : Radio regulation の略

■ 通信憲章

第37条 電気通信の秘密

184 1 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

附属書 国際電気通信連合憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

1003 有害な混信 無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し、若しくは妨害する混信。

■ 無線通信規則 (RR) 第 I 章 用語と技術特性

第 1 条 用語及び定義

第 III 節 無線業務

1.53 標準周波数報時業務 一般的受信のため、公表された高い精度の特定周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、技術その他の目的のための無線通信業務。

1.56 アマチュア業務 アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務。

1.57 アマチュア衛星業務 アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務。

第 IV 節 無線局及び無線方式

1.96 アマチュア局 アマチュア業務の局

第 3 条 局の技術特性

3.1 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、この規則に適合しなければならない。

3.4 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。

3.6 送信局は、付録第 3 号の規定に定めるスプリアス発射又はスプリアス領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。

3.7 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して本規則に定める帯域外発射又は帯域外領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。このレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射又は不要発射の制限に関してITU-Rの最新勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。

3.8 さらに、周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。

3.9 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。必要周波数帯幅を決定するための指針は、付録

第1号に掲げる。

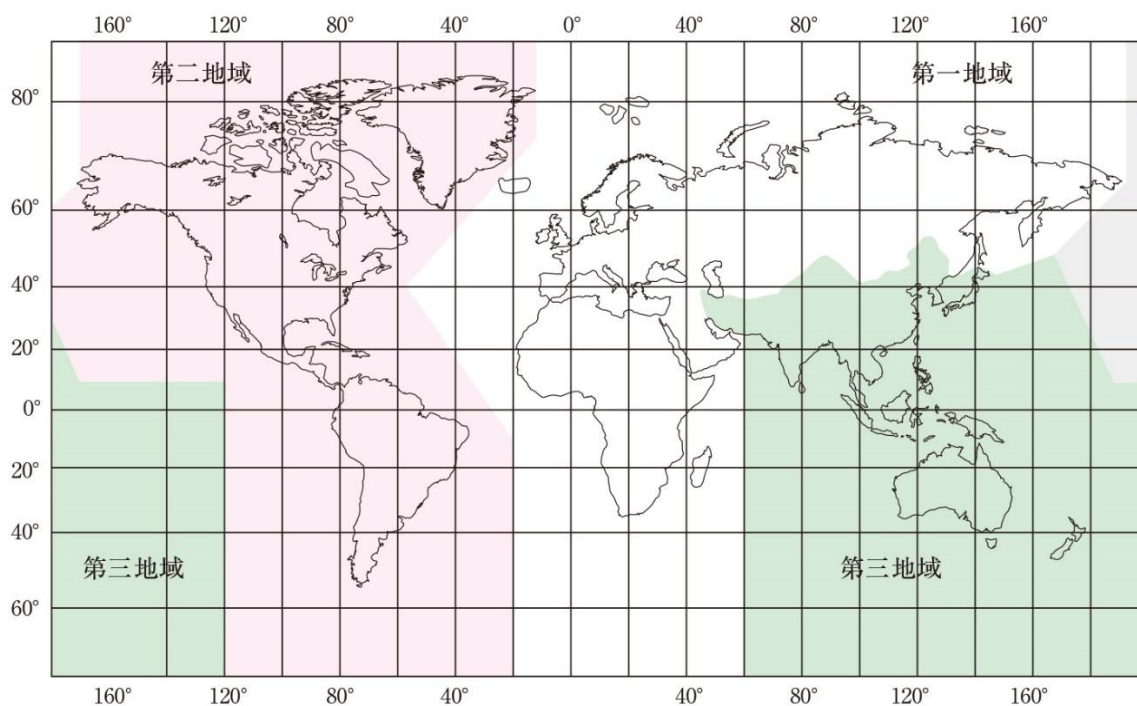
- 3.10 周波数帯幅拡張技術が使用される場合には、スペクトル電力密度は、スペクトルの効率的な使用に適する最小のものでなければならない。
- 3.12 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。特に選択度特性は、発射の周波数帯幅に関する第3.9号の規定に留意して、適当なものを採用するものとする。
- 3.13 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、この規則に従って運用している送信機から混信を受けないようなものを採用するものとする。

無線通信規則 (RR) 第II章 周波数

第5条 周波数の分配

第I節 地域及び地区

- 5.2 周波数の分配のため、次図に示し、かつ、第5.3号から第5.9号までに定めるとおり、世界を3の地域に区分する。



無線通信規則 (RR) 第IV章 混信

第15条 混信

第I節 無線局からの混信

- 15.1 §1 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくはまぎらわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を（第19条に定める場合を除く。）することを禁止する。
- 15.2 §2 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力を輻射する。
- 15.3 §3 混信を回避するために
- 15.4 a) 送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して

選定しなければならない。

- 15.5 b) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性アンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

第V節 違反の通告

- 15.19 § 11 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反は、これを認めた管理機関、局又は検査官がそれぞれの主管庁に報告する。
- 15.20 § 12 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行う。
- 15.21 § 13 主管庁は、その権限が及ぶ局が条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認して責任を定め、必要な措置を執る。

■ 無線通信規則 (RR) 第V章 管理規定

第17条 秘密

- 17.1 主管庁は、憲章及び条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 17.2 a) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- 17.3 b) 第17.2号にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表若しくは利用すること。

第18条 許可書

- 18.1 1) 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 18.4 許可書を有する者は、憲章及び条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

第19条 局の識別

第I節 総則

- 19.1 すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。
- 19.2 1) 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 19.4 3) 次の業務においては、すべての伝送は、第19.13号から第19.15号までに定められるものを除き、識別信号を伴うものとする。
- 19.5 a) アマチュア業務
- 19.17 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝

送しなければならない。もつとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも1時間ごとに、なるべく毎時（UTC）の5分前から5分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の始めと終わりに示さなければならない。

- 19.25 多数の局が、中継局として、又は異なる周波数で並列に、共通回線で同時に通信するときは、各局は、実行可能な限り、各自の識別表示又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならない。
- 19.29 国際公衆通信を行うすべての局、すべてのアマチュア局並びにその他の局のうち、その局が所在する領域及び地理的領域の境界外で有害な混信を生じさせるおそれがあるものは、付録第42号の国際呼出符字列分配表に掲げるとおり主管庁に分配された国際符字列に基づく呼出符号を持たなければならない。

■ 無線通信規則（RR）第VI章 業務及び局に関する規定

第25条 アマチュア業務

第I節 アマチュア業務

- 25.1 異なる国のアマチュア局相互間の無線通信は、関係国の一の主管庁がこの無線通信に反対する旨を通告しない限り、認められる。
- 25.2 1) 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、第1.56号に規定されているアマチュア業務の目的及び私的事項に付随する通信に限らなければならない。
- 25.2A 1A) 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、意味を隠すために暗号化されたものであってはならない。
- 25.3 2) アマチュア局は、緊急時及び災害救助時に限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。
- 25.5 1) 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を送信及び受信する能力を実証すべきかどうか判断する。
- 25.6 2) 主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の運用上及び技術上の資格を検証するために必要と認める措置を執る。能力の基準に関する指針は、最新版の勧告ITU-R M.1544に示されている。
- 25.7 アマチュア局の最大電力は、関係主管庁が定める。
- 25.8 1) 憲章、条約及び無線通信規則のすべての一般規定は、アマチュア局に適用する。
- 25.9 2) アマチュア局は、その伝送中短い間隔で自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- 25.9A 主管庁は、災害救助時にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を執ることが奨励される。
- 25.9B 主管庁は、他の主管庁がアマチュア局を運用する免許を与えた者が、その管轄内に一時的にいる間に、主管庁が課した当該条件又は制限事項に従うことを条件として、アマチュア局を運用する許可を与えるかどうか、決定することができる。

第Ⅱ節 アマチュア衛星業務

25.10 この条約の第Ⅰ節の規定は、できる限りアマチュア衛星業務にも同様に適用する。

25.11 アマチュア衛星業務の宇宙局を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局からの放射に起因する有害な混信を直ちに除外することができることを確保するため、打上げ前に十分な地球指令局を設置するよう措置する。（省略）